

令和3年7月7日

第563回 海務協議会議題

1. 7月期税関人事異動に伴う担当官挨拶

2. 横浜税関監視部取締窓口における押印の廃止等の措置一覧について

(2021年7月7日現在)

説 明 : 安藤 上席監視官

3. 船舶等の資格変更に係る通達改正について

説 明 : 安藤 上席監視官

4. 船用品の認定について

説 明 : 安藤 上席監視官

5. とん税納付申告に際しての注意事項

説 明 : 菅 統括監視官

6. その他・質疑応答

議題2 横浜税関監視部取締窓口における押印の廃止等の措置一覧（2021年7月7日現在）

（1）当面の間の措置のもの（新型コロナウイルス感染症対策）

NO.	手続き	簡素化の内容	備考
1	積み確認 ・ 外国貨物船用品積込承認申告 ・ 内国貨物（免税）船用品積込承認申告 ・ 外国貨物の仮陸揚届	【本来】 積み込みを確認した本船側責任者（船長等）の氏名、職名、受領年月日を記入する。 【措置後】 ●外国貨物船用品積込承認申告 申請者から積み込み場所を管轄する税関官署へ積み込みを行った旨の連絡を行うことにより、積み込みの事実を証するものとして扱う ●内国貨物（免税）船用品積込承認申告 申請者から積み込み場所を管轄する税関官署へ積み込みを行った旨の連絡を行うことにより、積み込みの事実を証するものとし、税関は付表への税関印押印を行う（本船サイドのサイン省略可） ●外国貨物の仮陸揚届 申請者自らが本船に積み込んだ旨奥書しサインすることにより、積み込みの事実を証する書類として扱う（本船サイドのサイン省略可）	取扱い終了時は改めて周知
2	不用船用品等輸入（取卸）申告	【本来】 船卸しを確認した本船側責任者（船長等）の氏名、職名、確認年月日を記入する。 【措置後】 本船サイドのサイン省略可	取扱い終了時は改めて周知
3	入港手続きに係る 船舶国籍証書等の提示	【本来】 原本の提示が必要な場合は、税関窓口に原本を持参のうえ提示することを求めている 【措置後】 原本の提示が必要な場合においても、写しの提示（FAX等による送付）でも可	取扱い終了時は改めて周知

（2）コロナ禍に限らず継続措置されるもの

NO.	手続き	簡素化の内容	備考
1	関税法基本通達の改正等により 押印等が廃止となった税関様式	押印等が廃止となった税関様式については別添のとおり ※2021年7月1日改正（監視取締手続としては外国貨物船用品積込承認申告のみ改正） →船側責任者（船長等）の氏名、職名、受領年月日を記入	押印等がある書面もこれまでどおり受理等する。
2	内国貨物（免税）船用品積込承認申告	積み込みを確認した本船側責任者（船長等）の氏名、職名、受領年月日を記入する。 ※従来は船長等の署名	外貨船用品積込承認申告書の様式改訂を受けて取扱いを変更
3	外国貨物の仮陸揚届	積み込みを確認した本船側責任者（船長等）の氏名、職名、受領年月日、積込本船名（船卸した本船と異なる場合には必須）を記入する。 ※従来は船長等の署名	外貨船用品積込承認申告書の様式改訂を受けて取扱いを変更
4	不用船用品等輸入（取卸）申告	船卸しを確認した本船側責任者（船長等）の氏名、職名、確認年月日を記入する。 ※従来は船長等の署名	外貨船用品積込承認申告書の様式改訂を受けて取扱いを変更
5	願書、経緯説明書等の提出方法	・メール等により送付されたものも原本として取り扱う ・押印等についても不要	願書等の提出に際しては、事前に税関側とやり取りが行われることが多いと思うが、最終的な提出方法についてはその際に調整していただきたい（原本の提出を妨げるものではない）
6	積荷目録訂正願（マニュアル）に係る手続き	・提出方法については、上記願書等と同様 ・これまで設けていた窓口の受付台帳を廃止	
7	書面（マニュアル）手続きに係る訂正方法	・申請者及び税関で同じ書面（正・副）を保有している場合は、税関のコレクト印のみで訂正可 ・正・副が存在しない書面については、申請側の署名が必要（押印でも可）	・正・副が存在しない書面として「入港届」があるが、これについては、権限ある代行者の責任者の署名による訂正が必要（船長サインは不要） ・とん税及び特別とん税納付申告書等にある「金額」欄については、そもそも訂正が認められない点に留意

注）・これまで問い合わせに応じ個別に対応していたものを、改めて一覧表に整理
・一部については、今後変更の可能性あり

関税法基本通達の改正等により押印等が廃止となった税関様式（2021年7月1日現在）

税関様式名	書面の名称	様式を定める通達等	施行日
C第2000号	入出港届	関税法基本通達	2020年12月23日
C第2010号	入出港届（乗組員氏名表兼用）〔航空機〕	関税法基本通達	2021年4月1日
C第2020号	国際基幹航路届	関税法基本通達	2021年1月1日
C第2030号	積荷目録〔船舶〕	関税法基本通達	2021年4月1日
C第2031号	積荷目録	関税法基本通達	2021年1月1日
C第2035号	積荷目録〔航空機〕	関税法基本通達	2021年4月1日
C第2040号	船用品目録	関税法基本通達	2021年1月1日
C第2050号	旅客名簿〔船舶〕	関税法基本通達	2021年4月1日
C第2055号	旅客氏名表〔航空機〕	関税法基本通達	2021年4月1日
C第2060号	乗組員氏名表〔航空機〕	関税法基本通達	2021年4月1日
C第2065号	乗組員名簿〔船舶〕	関税法基本通達	2021年4月1日
C第2080号	外国貨物船（機）移届	関税法基本通達	2021年1月1日
C第2090号	船卸許可申請書	関税法基本通達	2021年1月1日
C第2095号	船卸許可申請撤回申出書	関税法基本通達	2021年1月1日
C第2100号	不開港出入許可申請書	関税法基本通達	2021年1月1日
C第2110号	開庁時間外貨物の積卸届	関税法基本通達	2021年1月1日
C第2120号	外国貨物の仮陸揚届	関税法基本通達	2021年1月1日
C第2130号	外国貨物船用品（機用品）積込（個別・包括）承認申告書	関税法基本通達	2021年7月1日
C第2140号	外国貨物船用品（機用品）積込期間延長承認申請書	関税法基本通達	2021年1月1日
C第2150号	外国貨物船用品（機用品）亡失届	関税法基本通達	2021年1月1日
C第2160号	内国貨物船用品（機用品）積込承認申告書	関税法基本通達	2021年4月1日
C第2170号	船（機）用燃料油振替積込承認申請書	関税法基本通達	2021年4月1日
C第2190号	貨物の指定地外積卸許可申請書	関税法基本通達	2021年1月1日
C第2210号	指定地外交通・船陸交通・本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機と沿海通航船等との交通許可申請書	関税法基本通達	2021年1月1日
C第2215号	住民基本台帳ネットワークを利用して行う税関職員による本人確認を希望する場合における船陸交通許可申請書	関税法基本通達	2021年1月1日
C第2240号	船舶・航空機資格変更届	関税法基本通達	2021年1月1日
C第3060号	見本持出許可申請書	関税法基本通達	2021年1月1日
C第5340号	輸出・輸入託送品（携帯品・別送品）申告書	関税法基本通達	2021年4月1日
C第5375号	不用・残存船（機）用品等輸入・取卸申告書	関税法基本通達	2021年4月1日
C第8000号	開庁時間外の事務の執行を求める届出書	関税法基本通達	2021年1月1日
C第8020号	証明書交付申請書	関税法基本通達	2021年1月1日
C第8030号	不開港出入許可手数料免除申請書	関税法基本通達	2021年1月1日
S第1010号	とん税及び特別とん税納税義務者承認申請書	とん税法等基本通達	2021年1月1日
S第1015号	とん税及び特別とん税納付申告書	とん税法等基本通達	2021年1月1日
S第1030号	非課税理由の証明	とん税法等基本通達	2021年1月1日

（注）監視部取締窓口で提出対象の様式を抜粋したものです。全体版を確認したい場合は税関HPをご確認下さい。

外国貨物船用品（機用品）積込（個別・包括）承認申告書

Declaration of Loading of Ship's (Aircraft's) Stores of Foreign Goods

税関長殿
To Director of _____ Customs

申告年月日
Date of Declaration _____

積込船(機)名
Name of Ship (or Aircraft) to be Loaded _____

船舶(航空機)の種類
Kind of Ship(or Aircraft) _____

国籍
Flag _____

純とん数又は自重
Net Tonnage or Net Weight _____

航海日数
Number of days of Navigation _____

旅客数
Number of Passengers _____

乗組員数
Number of Crews _____

※申告番号

蔵置場所
Place of Storing _____

蔵入、移入、総保入番号又は他所蔵置許可番号
Application Number of Warehousing into Warehouse, etc. _____

積込場所
Place of Loading _____

積込年月日
Date of Loading _____

積込方法
Means of Loading _____

申告者住所氏名(名称及び代表権者の氏名)
Declarant Address, Name(Trade Name and Name of representative) _____

代理人住所氏名(名称及び代表権者の氏名)
Agent Address, Name(Trade Name and Name of representative) _____

品名 Description	数量 Net Quantities	申告価格(円) CIF Value in yen	統計品目番号 Commodity Code No.	※税表番号	※税率
1					基協特暫
2					基協特暫
3					基協特暫
4					基協特暫
枚欄 Sheets items		積込自令和年月日 指定期間至令和年月日			※承認印・承認年月日
添付書類 (有) (無) (※税関確認)		※ 税関記入欄			
仕入書 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		船(機)用品受領書 Receipt of Ship's(or Aircraft's)Stores			
原産地証明書 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>					
自動船舶識別装置 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>					
流量計又は液面計 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>					
記号番号		品名 Description	数量 Net Quantities	受領年月日 Date of Receipt _____ 職名 Position _____ 氏名 Name _____	

- (注)1. この申告書は3通(包括の場合は2通)提出して下さい。法人においては、申告者欄に法人の住所及び名称並びにその代表権者の氏名を記載して下さい。代理人欄には、通関業者の住所及び氏名を申告者と併記(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表権者の氏名を記載)して下さい。
2. ※印の欄は記入しないで下さい。
3. 数量の単位は、炭化水素油はkℓ、酒類・鉱水等はℓ、飲料水はトン、その他はkg、個数、組による。

1. This Declaration shall be submitted in duplicate.
If a customs broker declare, fill in the column "Agent Address, Name" in addition to "Declarant Address, Name"
2. The declarant will leave out the columns Marked ※
3. Unit of Quantity ; Hydrocarbon oil ...kℓ, Alcoholic and Mineral waters, etc. ...ℓ, Water for drinking...ton, Others...kg, No., Set

議題 3_ 船舶等の資格変更に係る通達改正について（令和3年4月1日改正）

改正後

第3章船舶及び航空機

(船舶等の資格変更の届出を受理しない場合)

25-2

次に掲げる場合においては、法第25条各項の規定による届出を受理しないものとする。ただし、資格の変更を行おうとする船舶等が次の(1)又は(2)イに該当する場合であっても、その資格の変更後短時間のうちに出港する等の事情があり、かつ、税関の取締上支障がないと認める場合には、法第25条各項の規定による届出を受理することとして差し支えない。（以下省略）

(1) 沿海通航船等が旅客又は乗組員の携帯品、船用品及び機用品並びにこれらに類する貨物以外の貨物を積載している場合。（以下省略）

(2) 外国貿易船等が次のいずれかに該当する場合

イ 旅客又は乗組員の携帯品、船（機）用品及びこれらに類する貨物以外の外国貨物を積載した船舶等である場合

ロ 一時国内貿易に従事し、その国内貿易に係る貨物を積載した日から1週間以内に再び外国貿易に従事する予定の船舶である場合

ハ 一時国内貿易に従事する上記ロ以外の船舶で資格内変の届出の日から1週間以内に再び外国貿易に従事する予定のものである場合

ニ 修理のために入港する港において、その修理期間が30日に満たない船舶である場合。
（以下省略）

ホ 旅客又は乗組員に検疫感染症その他国民の健康に重大な影響を及ぼす感染症への感染が疑われる場合や取締上必要と認められる検査（その結果として行われる施封措置を含む。）の実施にあたり必要な便宜の提供に応じない場合など、検査の実施が困難な場合
へ 資格内変後に資格外変の届出を行わないまま、外国を往来するおそれがある場合

(3) 特殊船舶等が次のいずれかに該当する場合

イ 旅客又は乗組員に検疫感染症その他国民の健康に重大な影響を及ぼす感染症への感染が疑われる場合や取締上必要と認められる検査（その結果として行われる施封措置を含む。）の実施にあたり必要な便宜の提供に応じない場合など、検査の実施が困難な場合

ロ 資格内変後に資格外変の届出を行わないまま、外国を往来するおそれがある場合

(4) その他とん税及び特別とん税を免れるために資格内変の届出をしたと明らかに認められる場合

改正前

第3章船舶及び航空機

(船舶等の資格変更の届出を受理しない場合)

25-2

次に掲げる場合においては、法第25条各項の規定による届出を受理しないものとする。ただし、資格の変更を行おうとする船舶等が次の(1)又は(2)イに該当する場合であっても、その資格の変更後短時間のうちに出港する等の事情があり、かつ、税関の取締上支障がないと認める場合には、法第25条各項の規定による届出を受理することとして差し支えない。（以下省略）

(1) 沿海通航船等が旅客又は乗組員の携帯品、船用品及び機用品並びにこれらに類する貨物以外の貨物を積載している場合。（以下省略）

(2) 外国貿易船等が次のいずれかに該当する場合

イ 旅客又は乗組員の携帯品、船（機）用品及びこれらに類する貨物以外の外国貨物を積載した船舶等である場合

ロ 一時国内貿易に従事し、その国内貿易に係る貨物を積載した日から1週間以内に再び外国貿易に従事する予定の船舶である場合

ハ 一時国内貿易に従事する上記ロ以外の船舶で資格内変の届出の日から1週間以内に再び外国貿易に従事する予定のものである場合

ニ 修理のために入港する港において、その修理期間が30日に満たない船舶である場合。
（以下省略）

(新規)

(新規)

(新規)

(新規)

(新規)

(3) その他とん税及び特別とん税を免れるために資格内変の届出をしたと明らかに認められる場合

議題 4 船用品の認定について

< 関税法第 2 条第 1 項第 9 号 >

「船用品」とは、燃料、飲食物 **その他消耗品** 及び帆布、綱、じう器その他これらに類する貨物で、船舶において使用するものをいう。

< 関税法基本通達 2-1 1 >

● その他消耗品

潤滑油、ペイント、エナメル、医薬品、事務用消耗品等船舶の航行中にその **船舶用として** 消費し、又はその船舶の旅客若しくは乗組員が消費するもの

● じう器

船室等に **備え付ける** 机、椅子、寝台、ラジオ、テレビ等の **備品** で、旅客又は乗組員の **生活に必要** と認められるもの

● その他これらに類する貨物

消耗品、じう器以外の貨物で、**船舶の航行に直接又は間接に必要な** 計器類、電気器具類、修理部品その他これらに類するもの及び旅客又は乗組員の **厚生用物品** で船舶に備え付けられるもの

↳ 「船用品」でない物品を、事業者が本船に積込む際の手続き

持込申告 … 乗組員個人の物品（旅具通関扱い※範囲内のもの） ※関税法基本通達67-2-7

輸出(積戻)申告 … 船体の一部、乗組員個人の物品（旅具通関扱いを超えるもの）等

！！注意！！

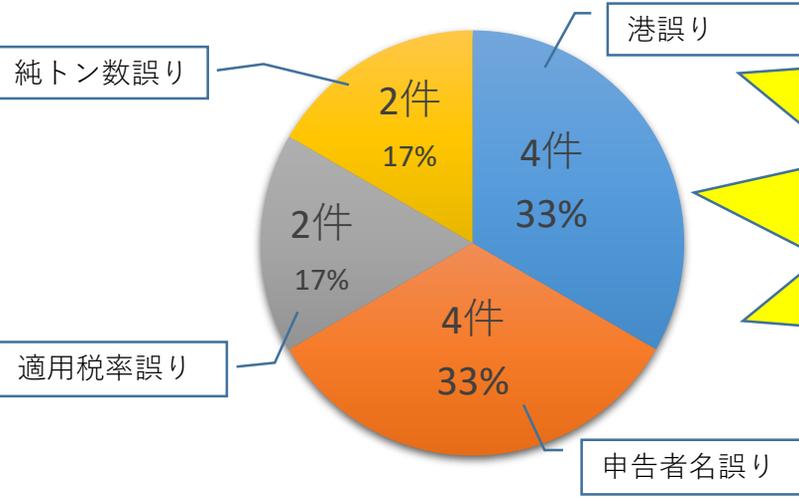
船用品申告の中に、**乗組員個人の物品**と思われるのが混じっているケースが散見されます。

船側からオーダーを受ける際は、**ご注意ください。**

とん税誤納付にご注意を！

2021/7/7
発行：横浜税関監視部
総括許可部門
TEL：045-212-6077

横浜港とん税誤納付（2019.7～2021.6）



即時納付の場合、税関のチェックなくとん税が納付される。

還付等の手続きで申告者及び税関に多大な労力が発生！

誤納付防止にご協力下さい

誤り項目	とん税誤納付の事案例（TPC業務）
港	港コード欄に本来YOKとするところKWSと入力
申告者	申告者欄等に船長名を入力すべきところ航者名等を入力
純トン数	船舶代理店がトン数変更を把握しておらず、古い証書に基づき手続を行った
適用税率	総代理店からの指示により本来都度納付（A）とするところ一時納付（B）を選択してしまった

【TPC業務の入力後もう一度確認して下さい】

とん税等納付申告画面（TPC業務）

船舶コード*	JNASC581	<ul style="list-style-type: none"> ・通常、「申告者名」欄及び「申告者住所」欄は入力不要 ・入港届の船長名と異なる場合のみ入力する。
入港届提出番号*	0117189400	
特別納税義務者	<input type="checkbox"/>	
船舶運航者	<input type="text"/>	入港届情報から自動補完する項目
申告者名	<input type="text"/>	
申告者住所	<input type="text"/>	
港*	JPYOK	YOKとKWS間違いやすいので要注意。 ※特に横浜・川崎港にまたがって業務している船舶代理店
適用税率*	A	
純トン数*	1100.00	・プルダウンから選択 ・総代理店等からの指示どおりか要確認
納付方法識別	R	
口座番号	00105939000004	・船舶基本情報登録との一致チェックはあるが・・・ ・船の修繕等で純トン数が変わっている可能性があるため 国際トン数証書等が最新のものかチェック！